

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年6月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100232 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200020 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年12月10日は35万9,000円、平成16年6月30日は34万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月10日及び平成16年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月10日及び平成16年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月30日

A社において、請求期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間①及び②の賞与が振り込まれたことが確認できる預金通帳（写）を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳（写）、複数の元従業員から提出された請求期間①及び②に係る「給料支払明細書」（写）（以下「賞与明細書」という。）及び預金通帳（写）、元従業員の賞与明細書に係る事業主の回答並びに複数の元従業員の回答から判断すると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記の預金通帳（写）及び複数の

元従業員の賞与明細書により推認できる賞与支払額から、請求期間①は35万9,000円、請求期間②は34万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成15年12月10日及び平成16年6月30日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。